

雪のシーズン到来 除雪作業にご協力ください

12月1日から平成29年3月20日までの間、除雪計画に基づき除雪作業を実施します。

市では、安全で効率的な除雪作業に努めますが、作業を円滑に進めるために、以下の点についてみなさんのご協力をお願いします。



問 市 建設課(近江庁舎) ☎52-6925 FAX 52-8790

みなさんをお願いしたいこと

路上駐車はしないでください



除雪作業は、夜間や早朝に行う場合が多いので、道路上や退避所内への駐車はしないようにお願いします。

雪を車道に出さないでください



道路は、人や車が通る場所です。交通事故の原因になりますので、雪を道路に捨てるのはやめましょう。

除雪車の妨げになるものは片づけてください

道路にはみ出した樹木の枝や障害物などは、事前に撤去するようお願いします。

雪のかたまりの処理にご協力ください

除雪車が通過した後、雪のかたまりが家の出入口をふさがることがありますが、各ご家庭・地域のみなさんで処理をお願いします。

火災など万一の事態に備えましょう

火災などに備えるため、消火栓や防火水槽の周辺は、地域で除雪作業をお願いします。



除雪についての連絡先

土木部建設課が「除雪対策本部」として統括を行い、各庁舎の自治振興課が「現地指揮班」として、状況を確認しながら委託業者への指示や市民のみなさんからの問い合わせに対応します。

除雪計画や除雪対象路線図は、12月1日から市公式ウェブサイトでご覧いただけます。



除雪対策本部

市 建設課(近江庁舎) ☎52-6925 FAX 52-8790

現地指揮班 各庁舎自治振興課または地域振興課

伊吹地域 ☎58-1121 FAX 58-1630

山東地域 ☎55-2040 FAX 55-2406

近江地域 ☎52-3111 FAX 52-4858

米原地域 ☎52-1551 FAX 52-4539

高齢の人や障がいのある人へ 住宅除雪にかかった 費用を助成します



自力で除雪が困難な高齢者世帯の人などを対象に、降雪時の安全確保と不安の解消を図るため、除雪に要する経費の一部を助成します。

対象となる人

- (1) 高齢者世帯(65歳以上の人のみの世帯)
- (2) 障がい者世帯で次のいずれかに該当する世帯
 - ① 身体障害者手帳1級から4級までの人で構成する世帯
 - ② 身体障害者手帳保持者および65歳以上の人で構成する世帯
 - ③ 身体障害者手帳保持者および義務教育課程を修了していない人で構成する世帯

補助金の額

1回の除雪に要した経費の2分の1を、次の金額の範囲で助成します。

- (1) 屋根の雪下ろし作業のみ **上限1万円**
- (2) 屋根の雪下ろし作業+下ろした雪の排雪作業 **上限2万円**

対象回数

1世帯につき2回を限度とします。積雪の状況により市長が必要と認めたときは、補助対象回数を増やします。

対象経費

積雪量が50センチメートルを超え、家屋の損傷や災害などのおそれがある場合に、第三者に依頼して行った居住する建物の屋根、避難経路等の必要最低限の除雪に要した経費

申請方法

除雪作業実施予定日を民生委員児童委員に連絡の上、除雪完了後速やかに、民生委員児童委員の証明(確認)を受け、補助金交付申請書を高齢福祉介護課へ提出してください。

※申請には、領収書の写しが必要です。後日、補助金交付の可否を決定して通知します。

問 市 高齢福祉介護課(山東庁舎) ☎55-8103 FAX 55-8130



水道の凍結防止対策を忘れずに！

気温が氷点下になると、水道管内の水が凍ることにより破裂し漏水する可能性が非常に高くなります。凍結による事故を未然に防ぐために、保温材などを使って各家庭、施設での凍結防止対策をしっかりと行いましょう。

特に注意が必要なもの

- 屋外でむき出しになっている水道管や蛇口
- 北向きのところにある水道
- 風あたりの強いところにある水道
- 普段使用していない蛇口

対策

上記の水道管や蛇口等に、古タオルや布きれなどを巻きつけてください。

凍った時は

凍った部分にタオルなどをかぶせ、その上からぬるま湯をゆっくりかけてください。熱湯は水道管が破裂することがあるため、かけないでください。

破裂した時は

水道メーターの横にあるバルブを閉めて、近くの指定工事に修理を依頼してください。

長く留守にする時は、メーターボックス内の止水栓を閉めてください。漏水を防ぐことができます。

問 市 上下水道課(近江庁舎) ☎52-6923 FAX 52-4858